

令和4年5月13日 開会

令和4年5月13日 閉会

令和4年5月（第1回）

宇部・山陽小野田消防組合議会臨時会会議録

宇部・山陽小野田消防組合議会

目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第8号について	3
議案第5号から第6号までについて	4
議案第7号について	7
報告第1号について	9
閉 会	10
署 名	11

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第8号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
議案第8号 宇部・山陽小野田消防組合監査委員の選任について同意を求める件
- 第4 議案第5号から第6号までについて（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
議案第5号 令和4年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第1回）
議案第6号 宇部・山陽小野田消防組合非常勤職員の報酬及び費用弁償条例中一部改正の件
- 第5 議案第7号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
議案第7号 宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例中一部改正の件
- 第6 報告第1号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
報告第1号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第1号））

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	岩村誠君	2番	兼広三朗君
3番	長谷川耕二君	4番	藤井岳志君
5番	古豊和恵君	6番	前田浩司君
7番	山下則芳君	8番	山田伸幸君
9番	笠井泰孝君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

管理者	篠崎圭二君	副管理者	藤田剛二君
監査委員	廣中昭久君	会計管理者	古谷栄識君
消防局消防長	石部隆君	消防局次長	内田貢君
消防局参事	床本晋二君	消防局参事	中村淳二君
消防局参事	橋本俊昭君	消防局総務課長	藤井信輔君
消防局情報財政課長	梶山隆裕君	消防局警防課長	弓立宏二君
消防局予防課長	榎原英樹君	消防局通信指令課長	西村隆文君
宇部西消防署長	竹内伸君	山陽消防署長	中尾勝彦君

事務局職員出席者

消防局総務課副課長 内田陽二君 消防局総務課係長 原田高宏君

—————午前10時00分—————

○笠井議長 皆さん、おはようございます。開会に先立ち、執行部から4月1日付人事異動に伴い、異動のあった職員1名について、挨拶をさせる旨の申し出がありますのでこれを許します。

(床本参事 挨拶)

○笠井議長 以上で、あいさつは終わりました。

—————午前10時01分開会—————

○笠井議長 これより、令和4年5月第1回宇部・山陽小野田消防組合議会臨時会を開会いたします。

—————午前10時01分開議—————

○笠井議長 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○笠井議長 この際、事務局から諸般の報告をさせます。

○内田書記長 事務局から報告いたします。本日の出席議員数は9名でございます。

次に、本臨時会の付議事件について申し上げます。本日付けをもちまして、管理者から宇部・山陽小野田消防組合監査委員の選任について同意を求める件外4件の議案等の提出がありました。

以上で、報告を終わります。

○笠井議長 以上で、諸般の報告は終わりました。

日程第1 会議録署名議員の指名

○笠井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第78条の規定により、議長において長谷川耕二議員、藤井岳志議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○笠井議長 次に日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日13日の1日のみとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日のみと決定いたしました。

日程第3 議案第8号について

○笠井議長 次に日程第3、議案第8号宇部・山陽小野田消防組合監査委員の選任について同

意を求める件を議題といたします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

(篠崎管理者、登壇)

○篠崎管理者 皆様、おはようございます。管理者の篠崎でございます。本日ここに、令和4年5月(第1回)宇部・山陽小野田消防組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、御出席を賜り、厚くお礼申しあげます。

また、平素から消防行政の推進につきまして組合議員の皆様方には深い御理解を頂き、また、適切な御指導と御助言を賜り、心から感謝申しあげます。

それでは、議案第8号宇部・山陽小野田消防組合監査委員の選任について同意を求める件について、提案理由を御説明させていただきます。

監査委員の選任については、識見を有する者のうちから選任する監査委員として、既にお手元に配布いたしました履歴書のとおり、人格高潔で優れた識見をお持ちの宇部市常勤監査委員である、廣中昭久さんが最適任であると思っており、廣中さんの選任について議会の同意を求めるものでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○笠井議長 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、表決に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第8号は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第8号は同意することに決定しました。

この際、暫時休憩し、ただいま監査委員に選任されました廣中監査委員に議場に入場していただき、挨拶をお願いしたいと思います。

—————午前10時04分休憩—————

—————午前10時05分再開—————

○笠井議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第5号から第6号までについて

○笠井議長 次に、日程第4議案第5号から第6号までを一括議題といたします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

(篠崎管理者、登壇)

○篠崎管理者 それでは、議案の提案理由を御説明させていただきます。

まず、議案第5号令和4年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第1回）についてでございます。これは、宇部・山陽小野田消防組合非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正に伴うもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ30億7,436万5千円とするものです。

次に、議案第6号宇部・山陽小野田消防組合非常勤職員の報酬及び費用弁償条例中一部改正の件についてですが、このたび、宇部市において非常勤職員の報酬の額の見直しが行われたため、これに倣い非常勤職員の報酬の額のうち4千円とあるものを5千円に改めるものです。以上で説明を終わります。

○笠井議長 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。議案第5号から第6号までを一括議題とします。質疑はありますか。藤井議員。

○藤井議員 議案第5号宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第1回）について質疑を行います。この補正予算書の1番最後のページの職員手当ですね。期末率引下げに伴う減分ということで、減額分がここに計算されています。この期末率の引下げ、どういう根拠でここに示されたのかお答えください。

○笠井議長 石部消防長

○石部消防長 藤井議員の御質問にお答えいたします。今、御質問をされた内容につきましては、いわゆる職員給与ということで、ただいま、議案第5号、議案第6号についての質疑かなというふうに考えております。また、この後、議案として出てこようかと思っておりますので、その時にお答えさせていただければというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

○藤井議員 ちょっと聞き間違ってたのかもしれませんが、今、議案第5号と議案第6号ではないですか。それについて、この議案の補正予算（第1回）について質疑をしております。このうちの期末率の引下げに伴う減分、期末手当についてですね、このカットというところについて質疑をしています。

○石部消防長 藤井委員の御質問にお答えいたします。ただいまの議案第5号、議案第6号の議案につきましては、非常勤職員の報酬の変更ということで、補正のうち4千円ほど増額ということで、管理者のほうからも説明があったものでございます。したがって、補正予算書の最後のページというのは、いわゆる期末手当、増減による数値の変更ということになるかと思っております。この説明でよろしいでしょうか。

○藤井議員 この議案第6号に係る部分が補正の主な部分ということで、ただ、その1番最後の給与費明細書、ここに職員手当がこれだけ減額というふうになっています。これが議案第6号に係っているのであれば、これは増額なので違い、議案第7号に係っているのかなと思うのですが、その確認も含めて、この期末率の引下げというところを確認したいと思っております。

○石部消防長 まず、今の確認になりますけど、議案第5号、議案第6号につきましては、あ

くまで、非常勤職員の4千円を5千円と見ていますので、4千円の増額ということになるか
と思います。それともう1点、今、藤井議員のほうから御指摘がありました、1,590万
2千円というような数字が補正予算書の最後に出ておりますけど、これにつきましては、い
わゆる期末手当の減額ということで記載がございますので、これは議案第7号のほうとい
うことになろうかと思えます。

○藤井議員 そこまでは確認が出来ました。それで、期末率の引下げ、議案第7号に係る期末
手当の減額というのは、どういう根拠に基づいて出されたのかお答えください。

○笠井議長 藤井議員。議案第7号の件は議案第7号で質問されて良いですか。

○藤井議員 良いですけれども、質問の内容としては、この期末手当の減額というものが含ま
れる補正であれば、そこが根拠に私たちとしては賛成することが出来ないのでは、議案第7号
は議案第7号で良いのですが、この補正予算全体に係っては、そこを根拠に、こちらとして
は賛成出来ないということになるので、そこについてお答えください。

○笠井議長 内田次長

○内田次長 ただいまの御質問でございます。このたびの補正は非常勤職員の報酬の引き上げ
でございます。最後に載っております10ページの給与費明細書というのは、今年2月の定
例会において予算案として提出をさせていただいた、その案の状態から数値が決定したとい
うことで、参考に掲載をさせていただいているもので、今回の議案に対する補正とは別のも
のです。以上でございます。

○藤井議員 確認なのですが、最後の10ページの給与費明細書というのは補正予算の増減に
は影響していない部分で、どう理解しているのかわからないのですが、その資料として、給
与費明細書を添付した、補正予算全体には係わらないということで確認してよろしいでしょ
うか。

○内田次長 先ほど申し上げました、2月定例会予算案の議案提出の際に、期末勤勉手当は、
引下げが確定している情報として入手しておりましたので、令和4年度当初予算に反映をさ
せていたということです。そして、2月定例会に給与費明細書のほうで、案として提出をし
ておりましたが、数値が若干変更がございまして確定しましたので、ここへ掲載をさせてい
ただいてるということでございます。以上です。

○藤井議員 それでは、この後に出てくる議案第7号の給与に関する条例中一部改正の件は、
給与費明細書及び補正予算全体には影響していない、反映されていないという認識でよろし
いでしょうか。

○内田次長 ただいま、藤井議員が申されたとおりでございます。以上です。

○笠井議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて質疑を終結いたします。

これより、討論、表決に入ります。

まず、議案第5号令和4年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算(第1回)を議

題とします。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○笠井議長 次に、議案第6号宇部・山陽小野田消防組合非常勤職員の報酬及び費用弁償条例中一部改正の件を議題とします。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号について

○笠井議長 次に、日程第5、議案第7号宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例中一部改正の件を議題とします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

(篠崎管理者、登壇)

○篠崎管理者 それでは、議案第7号の提案理由について御説明をさせていただきます。

議案第7号宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例中一部改正の件についてですが、本消防組合職員の給与は、宇部市の制度に倣っており、このたび、一般職の国家公務員の給与改定を踏まえ、宇部市において条例改正が行われましたので、それにあわせて改正するものであります。内容について、1点目は、令和4年度以降の期末手当の支給率を再任用職員以外の職員にあっては、100分の127.5を100分の120に、再任用職員にあっては、100分の72.5を100分の67.5に改めるものです。

2点目は、令和4年6月期における期末手当の特例措置として、1点目で算出された令和4年度6月期の期末手当から、令和3年12月期に支給された期末手当の額に、再任用職員以外の職員は127.5分の15を、再任用職員は72.5分の10の割合を乗じて算出した額を減額するものであります。

なお、施行日は公布の日からとなっております。以上で御説明を終わります。慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○笠井議長 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。藤井議員。

○藤井議員 今、管理者のほうから説明はありましたけれども、国家公務員の給与の改正にあわせて、宇部・山陽小野田消防組合のほうでも給与改正するということなのですから、消防職員は、コロナ禍で特別な対応を求められる方でも、昼夜を問わず、業務を遂行しているという中で、期末手当のカット、減額というのが不適當であると思うのですが、そこについて、明確な答弁をいただけますか。

○石部消防長 藤井議員の御質問にお答えいたします。今、議案第7号の中で、期末手当の削減についてということなのですが、管理者のほうからも説明ございましたように、公務員の給与体系を踏まえたということで、事前に宇部市のほうでもこのような形で給与改正がなされたということに倣いまして、消防組合職員の給与改正も行うということでありまして、以上でございます。

○藤井議員 以前から宇部市に倣ってというところを根拠にされているのですが、市の職員についても、国家公務員の給与改正があったからといって一律に期末手当を引き下げるところは不適當であるんですけども、消防職員について、ここでは議論したいと思いますが、先ほども、申し上げたことで繰り返しになりますが、本当に特別な対応が迫られる中で、命を張って、命をかけて業務に就いている職員の皆さんに対して、期末手当を引き下げるといふ措置が、本当に、職員の士気の低下につながり、そして、長く勤めたいという職員の気持ちに反する対応だと思うのですが、そこについて、宇部市に倣ってということではなくて、消防組織として期末手当を減額するということは、どういう考えでされるのかお答えください。

○石部消防長 重ねてお答えをいたしますけど、消防広域化をするに当たって、様々な内容について取り決めをしております。平成24年4月1日から広域化が実際に動き始め、その後も何度か宇部市に倣ってというようなことが議論がされる中で、やはり、宇部市に倣ってということを取り組みをされているということですので、今後も宇部市に倣ってということでございます。

○笠井議長 山田議員。

○山田議員 宇部市に倣ってということよりも、今の消防職員の皆さんの勤務のありよう、これについて、きちんと評価をしていくことが、私は皆さんのモチベーション、特に、近年、この消防局全体が、いろいろな意味で批判されたり、さらされたりしている中で、しっかりと、地に足をつけて頑張ろうとしている職員、そういった上に、今、コロナ禍ということで、特別な対応を迫られているわけです。先に報道でもありましたし、私たちが報告を聞きまして、楠出張所のほうで集団的な感染も確認され、そうすると今度は、他から応援に行くという、ただでさえ厳しい勤務状況の中で、さらに厳しくなっていており、そういった職員に対して、これがきちんとした評価なのかなというのを考えたところ、やはりこういった時には、しばらく見送るだとか、検討するだとか、そういったことも私は必要なのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○石部消防長 コロナ禍におきまして、職員は厳しい環境の中で、いろいろ応援をいただいて

いるのだなということで、大変ありがたいと思います。そういう状況の中でも、やはりこれまでの取り決めがございますので、そこは、今のコロナ禍で、職員一人ひとりが一致団結して職務邁進をしておりますので、給与については、これまでの考え方、これをしっかり通して、宇部市に倣って設定をするという形で進めさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○笠井議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、表決に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第6 報告第1号について

○笠井議長 次に、日程第6、報告第1号専決処分を報告し承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第1号)）に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

(篠崎管理者、登壇)

○篠崎管理者 報告第1号につきましては、議会を招集することが困難であったため地方自治法第179条第1項の規定により、管理者の専決処分としましたので地方自治法第179条第3項の規定によって、これを報告し承認を求めるものです。

報告第1号専決処分を報告し、承認を求める件、宇部・山陽小野田消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第1号）についてです。

これは、人事院規則の一部改正の趣旨を踏まえ、職員の育児休業の充実を図るため、育児休業を取得しやすい環境の整備や、育児休業を申し出た職員に対して意向の確認などの措置を行うなど、所要の整備を行うものです。

なお、施行日は令和4年4月1日です。以上です。

○笠井議長 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山田議員

○山田議員 第22条の条文の第2項で、任命権者の職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員の不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないというふうにされております。これについて、これまでそういったことがあったのかどうか、あるいは、そういったことが濁されて、なかなか申出がされにくいようなことがあった

のか、その点いかがでしょうか。

○笠井議長 内田次長

○内田次長 それではお答えをいたします。育児休業については、以前から規程がございまして、これを活用した職員は数名おります。このたび条例改正されまして、すぐに職員に対して、改正の内容について周知をいたしまして、現在、対象者についての申出を受けているところで、31名ほど確認をしておりますが、そのうち1名ほど、本休業の請求がございました。これまでに、消防組合において不利益な取扱いはありませんし、そういった制度を積極的に活用するように職員周知をしております。以上です。

○笠井議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、表決に入ります。

報告第1号専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第1号)）を議題とします。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第1号は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、報告第1号は承認することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○笠井議長 これにて、令和4年5月（第1回）宇部・山陽小野田消防組合議会臨時会を閉会いたします。

—————午前10時29分閉会—————

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年5月13日

議 長 笠 井 泰 孝

署 名 議 員 長 谷 川 耕 二

署 名 議 員 藤 井 岳 志